

Title	中国の株式会社における監事会（監査役会）の構成及びその地位の向上をめぐって：史的背景、現状および改正論議の動向
Author(s)	金, 錫華
Citation	阪大法学. 2005, 55(2), p. 189-218
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/54927
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

中国の株式会社における監事会（監査役会）の 構成及びその地位の向上をめぐる

—— 史的背景、現状および改正論議の動向 ——

金 錫 華

一 はじめに

中国の株式会社制度は、国有企業の建直しをめぐる改革の中で導入されたものである。一九九三年可決された会社法⁽¹⁾は、国有企業の改革の一環として立法化されたものであり、従来の国有企業における所有と経営の一致から、諸外国のコーポレート・ガバナンスを参考に、所有と経営の分離、業務の合理化、効率化を図ったものである。株式会社は株主総会、取締役会及び監事会の三つの機関から構成され、所有による経営のコントロールならびに専門的な機関による経営の監督体制が一応構築されたといえよう。

ところが、経営監督をめぐる不祥事や国有資産の流失などの問題が相次ぎ、株式会社という経済組織の優越性について疑問が提起され、学界は早くから会社法改正の声を上げてきた。株式会社の監事会は形式的なものにすぎず実効性がないという指摘に対しては、二〇〇二年、中国証券監督管理委員会と国家経済貿易委員会が連名で公布し

た「上場会社におけるコーポレート・ガバナンスの原則」(中国語では「上市公司治理準則」)において監事会の権限がある程度強化されたものの、上場会社のみが対象とされており、限界を有するものであった。

本稿では、会社法上の株式会社における監事会の構成を検討の対象とし、国有企業改革が会社法の成立に与えた影響を考察しつつ監事会の構成の実態をも踏まえ、その地位の向上をめぐる改正議論の動向について検討する。

二 監査制度の生成

(1) 監査制度生成の背景及び経緯

一 国有企業における所有と経営の分離をめぐる改革

建国後、官庁から企業への権利譲歩をめぐる改革が行われてきたものの、それは国の計画経済体制を維持することを前提として行われたもので企業改革とはいえず、既存体制の改良に過ぎないものであった。⁽³⁾ 本格的な企業改革といえば、一九七八年末の中国共産党中央委員会第一期第三回大会(以下「党二期三回大会」という)で改革開放政策が打ち出されてから始まったといえよう。以来、国有企業においては、「企業自主権の拡大をめぐる改革⁽⁴⁾」と「企業への利潤供与をめぐる改革⁽⁵⁾」が行われた。これらの改革を経て、既存の生産資源の国家所有体制が見直されなければ、新しい企業モデルも構築できないという意識が漸次高まってきた。このようにして、企業における所有と経営の分離の必要性についての認識が学界において形成されたといえる。⁽⁶⁾

所有と経営の分離をめぐる改革の中で導入されたのが、「経営請負責任制度⁽⁷⁾」と「リース経営制度」であり、これらの改革により従業員のインセンティブ及び企業の活力は大いに向上した。しかし、請負制においては年度利潤と税金納付に対する官庁の介入体制が維持されていたため、企業の官庁への依存性は依然として残されたままであ

った⁽⁸⁾。他方、リース経営においては賃借人の短期志向的な活動が目立ち、また損失に対する賃借人の賠償不能などの問題が新たに生じた。したがって、国有企業における所有と経営の分離をめぐる改革においては、新たな試みを迫られることとなった。

二 国有企業への株式制導入

前記の改革を経て、企業に活性化をもたらす有効な手段として登場したのが株式制である⁽⁹⁾。株式制の導入においては、すでに一九八四年からその試行が始まっていた⁽¹⁰⁾。当時は企業改革の非主流的な形式にすぎず、周囲の認識も不十分であったものの、株式会社制度への改革が進むにつれその必要性に対する認識は日まじに高まってきた⁽¹¹⁾。一九八六年の「企業改革の推進及び企業活力の向上に関する若干の規定」（中国語では「関于深化企業改革増強企業活力的若干規定」）では、全民所有制の大・中型企業に株式制の導入が認められ、経済発展地域と改革が進んでいる地域においてその試行が行われた⁽¹²⁾。一九九二年の統計では、その導入を完了した企業の数が三二〇〇社に達したとされている⁽¹³⁾が、ここではその時期における代表的な「株式制試行企業九七社⁽¹⁴⁾」の実態を見ることにする。九七社のうち、機関設置については一四社が従来の工場長、共産党委員会、従業員代表大会（従業員は中国語で「職工」であるが、規模によって従業員大会を設置する場合もある）という機関を維持しており、株式会社への組織転換を行った八三社においても、株主総会未設置の企業が二八社、監査機関未設置の企業が六四社に達し、一四社の経理が官庁の直接任命を受けて就任していた⁽¹⁵⁾。

しかし、株式制の導入は多くの国有企業にとって単なる資金調達のためであり、企業の経営管理についても実質的な改革はなされなかった。また企業財産の所有者として権限を行使する者が不明確であったため、株主権の行使においても混乱が生じた。さらに、従来の共産党委員会、従業員代表大会及び労働組合の三機関と新設された株主

総会、取締役会及び監事会の三機関との間における権限分配が新たな課題となったほか、株主総会と取締役会の位置づけについての議論も注目を浴びるようになった。⁽¹⁷⁾ 加えて、国有資産の流失、株式の債券化ならびに株式市場の不健全さに起因する株式の投機売買等の問題も続出した。⁽¹⁸⁾

三 監査制度導入の経緯

前記のように、株式制の導入について議論されるようになったのは、企業における所有と経営の分離をめぐる改革が推進されてきたからである。監査制度の導入も、株式制の導入をめぐる一九八四年から始まった改革の一環としてなされたものである。しかし、改革の当時モデルとされた株式制の企業組織は不明確なものであり、監査機関の設置も任意的なものにすぎなかった。⁽¹⁹⁾ 国務院発展研究センターが国際連合に提出した報告書「中国における企業改革」では、国有企業の所有者の権利と利益を保護し保障するためには、法律上、経営者の責任を明確にし、権限の濫用を防止すること、ならびに所有者に対して直接責任を負う企業の監督制度を確立すること等が重要であると指摘された。⁽²⁰⁾ 監事会が導入されたのは、企業改革を通じてこれまでにない強力かつ広汎な権限が付与された会社経営陣の不正行為を防止するためである。独任制の監事制度ではなく、合議制の監事会制度が採用された理由については明らかではないが、前記の「株式制試行企業九七社」に対し行ったアンケート調査によると、監査制度においては監事の独任制ではなく、監事会という合議制の機関への認識が優先的に考慮されたという。八〇年代後半に出版された企業法や会社法に関する研究書においても、株式会社の監査機関については監事会または監事委員会が念頭に置かれていたし、株式会社という組織の試行段階で出された各地方の暫定条例から統一会社法の立法にいたるまで、そのいずれも監事会という合議制の機関が導入されたのである。⁽²²⁾

一方、監事会制度が導入された理由の一つは、従業員代表の参加を認めるためであるという指摘がある。従来の

国有企業では、従業員代表大会による従業員の経営への関与体制が構築されていたが、企業とりわけ外資株による外国資本及び個人株による個人資本の参入を認める会社においても、従業員の参加体制を維持するため、監事会制度の導入と同時に監事会への従業員の参加を容認したという。⁽²³⁾

(2) 会社法の特异性

一 会社法の位置づけ

前記の改革の結果、従来の国有企業には社会からの資金が注入され、企業の性質に変化が生じたため、国有企業の定義を再検討する必要がある。二〇〇三年五月、國務院により制定された「企業国有資産監督管理暫行条例」（以下「暫行条例」という）は、国有資産の監督管理において、国有企業、国有株支配企業（中国語では「国有控股企業」）ならびに国有株参入企業（中国語では「国有参股企業」）に分類し「暫行条例」を適用している。

「暫行条例」起草チームの法解釈によると、国有企業には、企業が適用される国有独資企業（所謂従来の全民所有制企業）と会社法が適用される国有独資会社（中国語では「国有独資公司」であり、従来の全民所有制企業が有限会社へと組織転換されたものである。会六四条）が含まれる。⁽²⁴⁾

一九九四年に制定された「株式会社における国有株の管理についての暫定方法」（中国語では「股份有限公司国有股權管理暫行办法」）第一条には、株式制の導入に際しては国家株または国有法人株（国有独資企業或いは国有独資会社）の国有企業における支配的地位が維持されなければならず、その方法として絶対的支配ならびに相対的支配（支配的影響力を有すること）が挙げられるところ、それぞれの持株比率については五〇%以上及び三〇%以上五〇%未満であることを要すると定められている。この条文からすると、国家または国有法人の持株比率が、

五〇%以上である場合は当然のことながら、三〇%以上五〇%未満である場合であっても支配的地位を有するならば、その企業は国有株支配企業であると推認できる。⁽²⁵⁾

なお、国有株参入企業とは、国有企業及び国有株支配企業以外の国有株を有する企業のことである。

現代企業制度の構築の試みがなされている現在、会社という組織形態は漸次定着しつつあり、会社法の誕生が、国有企業改革の中で考案された企業モデルを具体化したといえるならば、株式会社、有限会社及び国有独資会社（これらは会社法に定められている三つの会社組織形態である）の新規設立に法的根拠を与えたことに重大な意義があるともいえよう。

二 国有株主権の行使

所有と経営の分離をめぐる改革において株式制が導入されたため、国家所有の資産は株式で換算されることになり、国有株主権の行使が新たな課題として現れた。従来、国有株主権の行使においては法制度の整備の遅延により混乱が生じていたが、二〇〇三年五月、「暫行条例」の公布により国有株主権の行使は新しい展開を迎えることになった。つまり、国有資産監督管理機構が従来の行政機関に代わって出資者としての職務を履行し、国有資産に対する管理監督を行うこととなったのである（暫行条例一二条一項）。その画期的な進展は、国有資産監督管理機構が中央から地方にわたって設置されるが、それは行政機関の特設機関として位置づけられ（暫行条例一二条一項、二項）、行政機関そのものではないというところにある。⁽²⁶⁾各地の国有資産監督管理機構は国務院および地方官庁を代表すると定められており（暫行条例一二条一項）、行政機関との関係は委託者と受託者の関係にあると解される。⁽²⁷⁾国有資産監督管理機構は、株主代表たる者を国有株を有する会社に派遣し、株主総会の議事に参加する（暫行条例一二条一項、二項）。

また、国有資産監督管理機構の授権を受けた国有独资企業と国有独資会社は、出資企業において出資者としての権限を有し、国有資産に対し管理監督を行うことができるようになった（暫行条例二八条）。よって、国有独資企業と国有独資会社は、資金注入した企業において、取締役及び監事の選任事項の決議に参加することとなった⁽²⁸⁾。

以上を整理すると、国有株主権を行使する者は国有資産監督管理機構、国有独資企業及び国有独資会社である。

三 従業員地位の維持

従来から公有制企業⁽²⁹⁾の従業員には企業の主主であるという意識が強く、企業管理にも直接関与してきた⁽³⁰⁾。従業員は、単なる職員あるいは労働者ではなく、全民の一員として国有企業の生産財所有権主体の構成員でもあり、所有者と労働者の二重の地位にある⁽³¹⁾。例えば、従業員は代表大会またはほかの形式を通じて企業への民主的管理に参加できるほか（企業法一〇条）、従業員代表大会の常設機関たる労働組合を通じて日常的業務を行うこともできる（企業法五一条）。なお、従業員には企業における経営への民主的管理権、企業の生産および事業活動に対する意見陳述権ならびに提案権が与えられているほか、国の関連行政機関に企業の真実の状況を報告し企業の責任者を批判または告発することができることから（企業法四九条）、経営に対する監督権も有しているといえよう。

また、従業員は独立した利益主体であり、勤務の安全性、収入の安定性等の面で個人及び家族は会社との共存意識も強く、経営及び経営監督に対するインセンティブが高い⁽³²⁾。しかも、従業員は、直接会社の生産、経営及び管理に関与しているため、会社の事情に関して詳しく、情報源も広い⁽³³⁾。なお、従業員代表を取締役及び監事に選任するのは、現代企業制度構築の内容のひとつでもあると解する見解がある⁽³⁴⁾。企業成長における情報、人材等の影響力から従業員が経営及び監督に關与するのは重要な意義があるという。

こういったなかで、国有財産所有者と従業員の追求する利益が異なることに鑑み、利益を守るための表現の場を

双方に与えることが、監事会に課せられた重大な課題であったという。⁽³⁵⁾ 国有企業改革のなかで従業員代表が監事会の構成員となった背景には、従業員の主人公的地位の維持があったといえるだろう。⁽³⁶⁾

(3) 小括

従来、官民一体となつて企業の経営を行つてきたため、所有と経営が分離されている新しい経済組織は国民にとつて馴染まないものであつた。⁽³⁷⁾ また、コーポレート・ガバナンスにおける監督の重要性に対する認識も薄く、⁽³⁸⁾ 監査機関である監事会の効能およびその位置づけに対する認識も不十分であつた。⁽³⁹⁾ 一方、従業員代表大会や労働組合は、国有企業の経営管理において必要不可欠な機関であるが、従業員取締役及び従業員監事制度が従業員代表大会制度の承継であると考えられる。⁽⁴⁰⁾ こうした中で、国有企業の株式会社への組織転換を通して、株主総会、取締役会及び監事会が株式会社の機関として設置された。改革に期待されたのは、国有財産の所有者による経営への介入を排除し、経営者の自主権を拡大することで従業員の創造性及び企業の活力を向上させることであつた。したがつて、国有財産所有者と従業員の利益を離脱した経営が行われないよう歯止めをかけることが新たな課題として現れたといえるだろう。

これに対し、国有財産所有者及び従業員の追求する利益が相違することから、利益を守るための表現の場を双方に与えることが、監事会に課せられた重大な課題であるという見解がある。⁽⁴¹⁾ また、監事会の監査が実効的でないのは、従業員代表の割合が定款の作成者である株主により制限されるためだという見解からも、⁽⁴²⁾ 監事会がその構成員の利益追及の影響を深く受けているということが推認できる。さらに支配株主以外の中小株主、従業員と会社は緊密な関係にあり、会社の経営に対する監督のインセンティブが高いため、監事会は彼らの利益を代表すべきとする

見解もある。⁽⁴³⁾

以上からすると、学説は監事会を、取締役会の経営における諸利害関係者の利益の代弁者という形でとらえており、経営の適法性監査を含む業務監査が監事会の主たる機能であるという認識にまでは統合されなかったと推認できる。その背景には、従来、国有企業において従業員代表大会、労働組合等の機関が従業員の利益を反映し、経営に対する監督権限を有していたという監督理念の影響が大きいといえよう。また、専門的機関たる監事会の権限における適法性監査と妥当性監査についての議論が展開されていないことにも由来すると考えられる。

三 監事会の構成における法的構造とその実態

(1) 監事会の構成

一 監事会の位置づけ

株式会社の機関は、最高意思決定機関としての株主総会（会一〇二条）、業務執行機関としての取締役会（会一二条二項）、業務執行の監督機関としての監事会（会一二六条一項）の三つの機関により構成される。監事会も、ドイツを典型とする二元制機関におけるそれとも異なる。また、監事会は独任制ではなく合議制をとり、⁽⁴⁴⁾ 監査権限はその監事会に属する（会一二六一項）。さらに、合議機関としての監事会の運営は、Meeting式ではなくBoard式であると解される。⁽⁴⁵⁾ このように、監事会が会社の監査権限の主体とされる以上、監査機関のすべての職務権限は、監事会の合議による決議を通じて行使されることになり、監事会の構成員たる監事のすべての行為は、独自の判断によるものではなく、監事会の決議に基づいて行われ、各監事の職務分担も監事会の決議によって決

られる。⁽⁴⁶⁾

二 監事会の構成

監事会は、株主総会で選任される株主代表と従業員の民主的選挙を通じて選任される従業員代表からなる三人以上の監事で構成される（会一〇三条三号、一二四条一項、二項）。監事会への株主代表の参加が法定されているのは、株式会社への組織転換を行った従前の国有企業における国有資産の私物化等の問題に対し、所有者としての国家が自ら監査、監督を行うという体制の維持から由来したのであろう。従来の国有企業においては、形式的に党の組織、⁽⁴⁷⁾従業員及び従業員代表大会による監督、監査体制がとられていたが、そのいずれも実効性がなかった。また、一九八三年には中央から地方にいたるまで会計検査院（中国語では「審計署」）が設置され、行政の一環として国有企業の財務上の支出に対する適法性および効率性の監査が行われた。しかし、歴大な数に昇る国营企業のすべてには到底及ばないことや、財務上の監査についても事後監査であるがゆえに不正行為を未然に防止することができなかった。⁽⁴⁸⁾ こうした背景のもとで制定された会社法においても、株主代表の監事会への参加が義務付けられ、所有者としての国家が直接監査、監督する体制が維持された。

従業員代表が監事会の構成員となったことについては、前記二・(2)・三「従業員地位の維持」において述べたところである。

監事会における株主代表と従業員代表の割合については、会社の定款に委ねられている（会一二四条二項）。それゆえ、監事会における従業員代表の割合は定款の作成者である株主により最小限に設定されることが多く、これが監事会が機能しない一つの要因でもあると説かれる。⁽⁴⁹⁾

(2) 監事の選任

一 被選任資格

監事の被選任資格について、会社法に別段の制限はないが、会社法第一二四条第二項は、監事会は株主代表と従業員代表により構成されると定めている。

国有企業改革においては従業員持株制度が導入されたが、この導入は一九九〇年代初頭から始まったといわれている⁽⁵⁰⁾。統計によると、一九九一年末には株式制を導入した企業の数が三二二〇社に達しているが、そのうち二七五一社に従業員への株式の社内発行がなされていたという⁽⁵¹⁾。しかし、利益配分的手段として株式を社内発行した企業が多いことや、一九九三年国家体制改革委員会により制定された「割当増資を行った株式会社における従業員持株の管理についての規定」（中国語では「定向募集的股份有限公司内部职工持股管理规定」）及び、一九九七年中国证券监督管理委员会により制定された「株式発行についての若干の規定」（中国では「股票发行工作若干规定」）には、社内発行された株式の譲渡についての制限が多いことから、従業員向けの株式の社内発行においては利益配分の理念が浸透していると説かれている⁽⁵²⁾。なお、従業員持株制度のもとで従業員が株主として監事会に加わる道があるという解釈が見当たらないことからすると、従業員が株主代表として監事に選任されることは実務的にもなされていないようである。

また、外国人が監事になりうるかについてもあまり議論がなされていないが、外国人が株主となりうる以上、外国人の株主を有する会社ではそれを制限することができないだろう。二〇〇三年一月一日から施行された「外資を利用し国有企業の組織転換を行うことについての暫定条例」（中国語では「利用外资改组国有企业暂行規定」）の第三条、第九条によると、外国の会社、企業、その他の経済組織及び個人は中国の国有企業に対し出資することがで

き、また外国の出資を受けた国有企業は、株式会社への組織転換を行うことができる。よって、外国人が株主として監事を選任することが可能なのは当然ながら、外国人の監事当選も可能だと解釈すべきである。

なお、監事には、欠格事由が定められている（会二二八条二項、五七条）。

二 株主代表の選任方法

監事会の構成員たる株主代表の選任、解任は株主総会で行われる（会一〇三条三号）。会社の設立当初の監事たる株主代表については、発起設立の場合には発起人が選任し（会八二条二項）、募集設立の場合には創立大会で選任する（会九二条二項四号）。なお、株主代表の選任、解任については、株主総会に出席した株主の過半数をもって決議される（会一〇六条二項）。株主総会の決議の定足数に関し、会社法は最低限の要件を定めておらず、これとくに定款に委ねるといふ簡条も設けていない。しかし、株主総会で必要と認められた事項、すなわち会社法第七九条の一号から一二号までの事項以外については、株式会社の定款の記載事項とすることができる旨の簡条があるため、決議の定足数についても定款をもって定めることができるだろう（会七九条一三三号）。なお、株主の議決権については、一株一議決権の準則が適用される（会一〇六条一項）。

監事候補者の選出については規範化されておらず、実際には官庁あるいは取締役会により指名されるという指摘がある。⁽⁵⁴⁾ 国有株を有する株式会社、とくに国有株支配株式会社では国有株主の支配的地位が維持されるため、国有資産監督管理機構及び国有資産監督管理機構の授権を受けた国有独資企業ならびに国有独資会社が派遣する株主代表が株主全体の代表として監事になることが多いだろう。

なお、株主総会において、株主代表たる監事（自分以外の者を含む）の選任、解任に対し、監事が意見を述べることができるか否かについて会社法には定めがない。

三 従業員代表の選任方法

監事会の構成員たる従業員代表は、従業員自らの民主的選挙により選任される（会二二四条二項）。しかし、従業員代表の選出における候補者の条件、推薦方法、決議の方法及び定足数の制限について会社法にはならぬ定めがない。会社において従業員は労働組合を設立することができるため（会一六条一項、労働組合法三条）、現状においては、労働組合または労働組合が統括する従業員選挙活動によって選任されることが多い⁽⁵⁵⁾。従来、国営企業においては、従業員代表大会で従業員代表の選出が行われると⁽⁵⁶⁾言われている。従業員代表たる監事の解任についても会社法に別段の定めはないが、従業員により解任されると⁽⁵⁷⁾解される。

「会社登記管理条例」（中国語では「公司登記管理条例」）第一八条第一項、第二項第八号によると、会社設立に際しては創立大会後三〇日以内に設立の登記を行わなければならない、登記項目として監事名簿が必要となる。監事たる株主代表は発起人または創立大会により選任されるため（会八二条二項、九四条）、設立登記の際、株主代表たる監事の名前の登記は可能である。ところが、監事たる従業員代表は従業員の民主的選挙により選任されるため（会一二四条二項）、これは会社設立以前に従業員募集を行わなければならない⁽⁵⁸⁾ということ⁽⁵⁹⁾を意味する。従来の国営企業が株式会社への組織転換を行う場合には、組織の継続性があるためとくに問題はないが、新規設立の場合には設立以前に従業員募集を行うことを要するのである。

なお、従業員代表たる監事（自分以外の者を含む）の選任、解任に対し、監事が意見を述べることができるか否かについては、会社法には定めがない。

四 会社との関係

監事会の構成員たる監事と会社との関係については、法律上明らかにされていないが、監事には忠実義務が課せ

られている（会二二八条一項）。これが委任関係に基づく日本の商法上の注意義務、忠実義務の内容を有するものなのか、それとも英米法上の信任義務に基づく忠実義務の内容を有するものなのかは明らかでないが、大陸法体系を構築した中国法の立場からは、英米法上の信任義務は導かれず、むしろ日本の注意義務と忠実義務の一つの条文で並列的に定めたものであり、慎重かつ誠実に業務を遂行することを要求するものであると解する見解や、⁽⁵⁸⁾端的に監事と会社の関係は委任の関係にあると解し、善管注意義務と忠実義務を負うと解する見解もある。⁽⁵⁹⁾

しかし、中国には委任に関する法制度がないため、⁽⁶⁰⁾監事と会社の関係は委託関係にあると言われる。⁽⁶¹⁾委託行為に關しては契約法に規定があり、監事が委託契約の当事者となった場合信義誠実の義務が課せられることになる（契約法六〇条）。よって、会社側は委託者として信義誠実の原則に基づいて契約内容の補充や解釈を行い、監事の権利濫用を防ぐことができるほか、法令遵守義務違反として監事の責任を追及することも可能となる。⁽⁶²⁾

ほかに、会社と監事は信託の関係にあると解する説もある。⁽⁶³⁾その理由として、大陸法系の国では、会社と監事の関係につき委任に関する理論を適用し、また忠実義務を負うとする箇条を設け、監事が善管注意義務と忠実義務を負うという法制度が構築されているところ、中国には委任に関する法制度が構築されていないということを挙げている。またコーポレート・ガバナンス制度の構築においては、英米系の法制度が効果的であるため、むしろ善管注意義務と忠実義務の両方が導かれる信託の理論を導入すべきだというのである。

五 兼任禁止

監査の公正性、独立性から、監事は会社の取締役、執行役及び財務責任者を兼任してはならない（会二二四条三項）。執行役は日常業務の決定および執行を行う権限を有するため（会二一九条）、監事との兼任が禁止された。財務責任者とは、会社法第一七四条および「会計法」第三六条により設置が義務付けられた会計機関の責任者を指す。

監事会は会社の財務事項について監査を行う権限を有し（会二二六条一項一号）、会社の財務処理に携わる者が監事として自己監査を行うことは公正性に欠けるため、財務責任者との兼任が禁止された。しかし、会社法には子会社の取締役、執行役および財務責任者との兼任を禁止する定めがない。これは、会社の親子関係に関する法制度が構築されておらず、また監事会に子会社の会計および業務についての監査権限が与えられていないためであろう。

また、会社法には監事は公務員を兼任することができないという異質的な簡条が設けられているが（会五八条）、これは国有企業の所有と経営の分離をめぐる改革の由来したものである。従来、国有企業の経営に対する官庁の介入により企業の経営自主性が大いに抑制されたため、所有と経営の分離をテーマとした改革で公務員との兼任が明確に禁止されたのである。公務員の行為準則が会社法に定められているのは、公務員に関する法制度がなかったことや、会社立法の際施行されていた「国家公務員暫行条例」⁶⁴の規定が不明確である等の背景があったからであろう。「国家公務員暫行条例」第三二条第一三号では、公務員は商業活動、企業の経営及びその他の営利性を有する経営活動を行ってはならないと定めるにとどまり、公務員が無料で監事を務める場合（奉仕的な活動）については当該条例の規制を受けないことから、会社法が補充的な簡条を設けることでそれを阻止したわけである。しかし、二〇〇五年四月に成立した「公務員法」⁶⁵第五三条第一四号では、公務員の企業での職務兼任が明確に禁止されているため、会社法におけるかかる簡条は削除して良いだろう。

（3）監事会構成の実態

株式会社の実態をみると、元国有企業から株式会社組織転換されたものが多く、資金調達面においても国有株及び法人株が占める割合が高いという問題点を抱えている。一九九六年の調査によると、上場会社における国有株

と法人株が占める割合は六二・七％にも達している⁽⁶⁶⁾。前記のような国有株主権の行使における特殊性及び監事に常勤の義務が定められていないことから、共産党委員会の書記または副書記が取締役会長または取締役副会長ならびに執行役を兼任するケースが多く、共産党委員会の委員が監事会に加わることが多いという⁽⁶⁸⁾。「中国上場会社における内部統治に関するアンケート調査」(以下「アンケート調査」といふ)⁽⁶⁹⁾によると、監事会において共産党委員会の幹部の割合が三五・一二％、労働組合の幹部の割合が二五・七〇％を占めている。

また、指摘されたように監査、監督に対する認識が不十分であることから、監事会が、退職した公務員の天下り場所または退職直前の元管理人員の一時的な滞在場所として扱われるという⁽⁷⁰⁾。なお、監事会の運営方法については定款に委ねられていることから、監事会に常設的事務機構を設けていない株式会社が多いという⁽⁷¹⁾。

さらに、会社の取締役会長、取締役及び執行役等の経営者と監事が同一出資会社あるいは出資機構から選任されることが多く⁽⁷²⁾、社内から選任された監事が七三・四〇％を占めていることがアンケート調査で分かった。このように監事と取締役および執行役との間に支配関係、上下関係が存するため、監事の独立性が大いに抑制されるほか、監事会の監査業務が取締役または執行役の指導の下で行われるという不思議な状態に陥っている会社も少なからず存在しているのである⁽⁷³⁾。

株主代表と従業員代表の監事会における割合については、定款に委ねられていることから、従業員代表の割合が低く制限されており⁽⁷⁴⁾、アンケート調査によると従業員代表の割合は一九・三三％にすぎない。

なお、監事には会計、法律等監査業務に必要な知識を身につけていない者も多く⁽⁷⁵⁾、多数の監事が社内あるいは社外の職務を兼任しており⁽⁷⁶⁾、専門職の監事を設置していない会社が七六・四七％に達しているという⁽⁷⁷⁾。

四 監事会の地位の向上における問題点及び改正論議の動向

(1) 被選任資格範囲の拡大をめぐる

一九九二年五月一五日に制定された「株式会社規範意見」（中国語では「股份有限公司規範意見」）第六四条は、監事会の構成員のうち、従業員代表の割合は、三分の一以上、二分の一以下を占めなければならないと定めている。また、一九九七年一月一六日に公布された「上場会社の定款に関する指導」（中国語では「上市公司章程指引」）第二九条では、監事会の構成員のうち、従業員代表の割合は、全員の三分の一を下回ってはならないと定めている。しかし、現行会社法上、監事会における株主代表と従業員代表の割合についてはなんら定めがない。したがって、株主と従業員の追求利益が相異なることから、監事会における従業員代表の割合は株主により定款をもって制限されるため、株主代表により孤立された従業員代表はその地位及び行動がけん制されるという指摘がある⁽⁷⁸⁾。

この問題の解決策として、まず、株主代表と従業員代表の割合につき定款で定めるといふ簡条から（会一二四条条二項）、それを条文化すべきという意見が多い。従業員は独立した利益主体として勤務の安全、収入の安定等の面で個人及びその家族に会社との共存意識が強く、経営に対する監督のインセンティブも高い⁽⁷⁹⁾。しかも、直接会社の生産、経営及び管理に関与しているため、分散した株主に比し、従業員は継続的に情報を収集する面で便宜性有しており、その情報源も広いためである⁽⁸⁰⁾。しかし、株主代表と従業員代表の割合においては意見が分かれており、従業員代表の割合を三分の一以上とすべきとする見解と、その割合は均等にすべきという見解がある⁽⁸²⁾。

さらに、監事会の機能を高めるためには、まず会社の資金調達において出資者（株主）を多様化する必要がある⁽⁸³⁾とする見解がある。法人株の持株比率を高め、投資銀行、投資ファンド、投資会社等が株主代表として監事会に加

わり、個人、法人ならびに国家による監督メカニズムを構築することで、監査機能の向上を目指すものである。

また、取締役会長、取締役及び執行役等経営者と監事が同一出資会社あるいは出資機構から選任されることが多く、社内選任の割合が高いことから、上司からの影響の排除を図り、退職後ある程度年月が経っている元従業員のなかで従業員代表を選任するのが望ましいという見解がある⁽⁸⁴⁾。一方、雇用されている立場にある従業員が監事に選任された場合、従業員の解雇にあたっては、監事に選任するときと同じ手順を踏まえるべきであり、まず監事職の解任が必要と解し、従業員に対する上司の影響を排除することを図る意見もある⁽⁸⁵⁾。これらに対し、従業員代表については、その箇条を削除すべきという意見がある⁽⁸⁶⁾。従業員監事が上司の影響を受けかねないからという理由ではなく、従業員代表は取締役会に選任され、会社の経営に従業員の意見を組み込ませることができるとは、労働組合を通じて従業員の利益を守る道もあるからであるという。

なお、監査業務の専門性から、業務に熟知していない株主代表および従業員代表で監事会を構成する場合には、その効果は期待できないため⁽⁸⁷⁾、監査業務を熟知している者の割合を高め、従業員代表及び共産党党務を専門職とする者の割合については制限すべきという意見がある⁽⁸⁸⁾。さらには、銀行等専門機関が債権者代表として監事会に加わるべきという意見や⁽⁸⁹⁾、監事会が内部出身者からなるという会社法の箇条を削除すべきだという意見もある⁽⁹⁰⁾。

社外監事の導入を求める議論もあるが、これについては次の「常勤性及び社外性をめぐって」の部分に譲る。

欠格事由につき、取締役または執行役と特別な利害関係にある者を監事に選任できるか否かについては、会社法上なら制限がない。取締役または執行役と親族関係にある者あるいは取締役または執行役と生活上依存関係にある者が監事に選任されると、監査の公平、公正性を損ないかねないだろう。そこで、このような特別な利害関係を監事の選任における欠格事由とすべきという提案がある⁽⁹¹⁾。ただし、同族会社の場合については除外すべきだろう。

(2) 常勤性及び社外性をめぐって

すでに指摘があったように、監事会の運営方法については定款に委ねているため、多くの会社は監事会の常設的事務機構を設けず、また監事に常勤の義務が定められていないことから、監事のほとんどがほかの職務を兼ねている状況にある。監事会が合議体として運営されることから、常勤監事の設置を義務付けるべきという意見がある⁽⁹²⁾が、社内情報を継続的にかつきめ細かく監事に提供するためには、監事会の常設的事務機構の設置を義務付け、事務機構のスタッフの設置を義務付けることも検討に値するのではなからうか。

前記のアンケート調査で分かったように、会社の取締役会長、取締役及び執行役等の経営者と監事が同一出資会社あるいは出資機構から選任されることが多く、監事のほとんどが社内監事であることから、社外監事の設置を求める意見が多い。しかし、独立性を要する独立監事であるべきか、社外性を要する社外監事であるべきかについては議論がある。

国有株主や法人株主のような大株主の代表として選任される監事と経営者との間に、利害関係や上下関係が存しているということについてはすでに述べたところである。そこで、独立監事の設置を求める見解は、会社の業務に係ったことのない、株式投資等による重要な利害関係を有しない者を監事に加えるべきである⁽⁹³⁾。しかし、そもそも経営の妥当性について監査を行うべきか否かという議論をせず、ただ、独立監事が会社と重要な利害関係を有しない者に限るとする要件は、経営者との上下関係或いは支配関係を排除することのみを講ずるものであり、体系的な制度の構築のためには十分な議論であるとはいえない。

これに対し、多数の意見は社外監事の設置を求めている。まず株主代表と従業員代表からなる監事が取締役及び執行役と上下関係或いは支配関係にないことを要件とする意見である⁽⁹⁴⁾が、この意見は会社との過去の関係について

言及していない。なお、社外監事の要件をより具体化したのが、日本の社外監査役をモデルとすべきとする意見である。⁽⁹⁵⁾ 他方、社外監事の社外性において、監事が株主であるか否かは要件にならないとする意見をさらに極め、新株予約権の増設で社外監事のインセンティブを高めることも検討に値するという意見もある。⁽⁹⁶⁾ ただし、任期満了後再任された場合には社外性を失うと解するものが多い。⁽⁹⁷⁾ しかし、この見解においても、議論の前提となる監事に求められる機能が不明確であるため、どの程度までの社外性が求められるかが、不明瞭である。

また、社外監事の人数及び選任方法についても意見が分かれている。社外監事を全体の三分の一以上とすべきとする意見と、⁽⁹⁸⁾ その割合を三分の一とし、会社の主要債権者が候補者を指名し、株主総会で選任すべきという意見及び株主代表として社外監事を選任すべきだという意見がある。⁽¹⁰⁰⁾ さらに、社外監事を紹介することを業とする紹介機構を設置し、社外監事を希望する者が登録できるようにすべきだという意見がある。⁽¹⁰¹⁾ その選任に際しては監事会が紹介機構を指名し、最後に株主総会で選任につき決議をすべきとし、社外監事の割合は半数が適合だという。

(3) 監事候補者の指名及び選任方法

監事会の地位の向上においては監事候補者の指名制度が大変重要であるが、会社法上、監事候補者の指名については定めがなく、実際には官庁あるいは取締役会により指名されるという指摘がある。⁽¹⁰²⁾ その解決策として、一部の監事候補者の指名を監事会が行うべきだという意見と、⁽¹⁰³⁾ すべての監事候補者の指名を監事会が行うべきだという意見がある。⁽¹⁰⁴⁾ しかし、「暫行条例」の施行により国有資産監督管理機構及び国有資産監督管理機構の授権を受けた国有独資企業ならびに国有独資会社が国有株主権を行使することとなった。これについて、国有株の所有者としての国家が投資機関に候補者の指名を委ねるべきだという意見がある。⁽¹⁰⁵⁾

なお、監事会の構成員となる株主代表の選任につき株主総会で行うと定められていることや、国有株及び法人株が占める割合が高い現状にかんがみれば、中小株主の保護が大変重要なこととなり、監事選任の決議においては累積投票制度の導入を求める提案もなされている。⁽¹⁰⁶⁾

(4) 兼任禁止及び報酬の独立

監事は、会社の取締役、執行役、財務責任者及び公務員との兼任が禁じられている（会二二四条三項、五八条）。もつとも監事が社内または社外の職務を兼任しているという実態については、指摘されたとおりである。

子会社の取締役、執行役及び財務責任者との兼任については会社法に定めがないが、これは会社法における親子関係に関する法制度が未成熟な段階にあり、監事会に子会社の会計及び業務についての監査権限が与えられていないためであろう。国有企業の場合には、共産党委員会の書記または副書記が取締役会長または副取締役会長ならびに執行役を兼任し、共産党委員会の委員が監事会に加わることが多いため、子会社の者が親会社の監事になることについては、会社立法法の際には想定されていなかったようである。

監事の報酬については、会社法上株主総会で決議すると定めるに止まり（会一〇三条三号）、その報酬額の決める方や監事間の配分については定めがない。前述のアンケート調査によると、監事会の職務執行の費用と監事の報酬について、株主総会で決議する会社が四九・四九%、取締役会で決議する会社が二六・二六%、管理職が決める会社が一〇・一一%、その他の機関が決める会社が一四・一四%をそれぞれ占めている。監事の報酬については株主総会で決議すべきという箇条があるにもかかわらず、取締役会等の機関で決議がなされている現状は、監事が社外あるいは社内の職務を兼任していることの帰結でもある。

五 結びに代えて

以上のように、株式会社という組織の導入は、国有企業に対する所有と経営の分離をめぐる改革が行われる中で促されたものである。それゆえ、立法化された会社法には異質的ともいえる改革の痕跡が残っており、監事機関として位置づけられている監事会の構成実態においても特殊性が見受けられる。本稿は、監事会の構成及び地位の向上をめぐる議論について一応の整理を試みたが、打ち出されている諸提案に合理性はあるとしても、そのいずれも断片的なものであり、体系的解決策の前提となる理論の展開が十分とはいえない。

そもそも、監事会の位置づけとして、適法性監査と妥当性監査を含む業務監査を行うものにするべきか、それとも適法性監査のみについて監査を行うものにするべきかという監事会の機能を法的に明確にせず、単なる監事会の構成及び地位の向上をめぐる議論に終始しては、適切な監事会制度の構築は困難となる。仮に、監事会の権限として適法性監査と妥当性監査が含まれるとすると、経営の妥当性について判断するには、追求する利益が相違する各集団の意見を考慮しなくてはならなくなるだろう。とくに、国有株を有する株式会社においては、国有株主権の行使における特殊性、従業員の地位（従来の観念的な主人公的地位、国有企業の改革で導入された従業員持株制度、従業員は全民の一部である等の要因がある）等を考えると、監事会の構成員の選任においては、それぞれの追求する利益を十分に反映できる者が適合することになり、適法性について監査する能力があるというだけでは、監事としての資質に欠けるといふことにもなりかけない。そして、現在行われている改正の議論は、体系的かつ適切な法制度の構築という視点よりも、むしろ経営陣の言わば暴走という事態を防ぐために、より全体的な利益調整機能を監事に期待するという方向に向いているといえるのではないだろうか。他方、仮に監査機関の権限が適法性監査と

みに限られるとすると、監事会の構成員の選任については、適法性監査に適する監事の資質と独立性を中心に、監事の要件、選任方法等を整備すれば足りるものであって、必ずしも利益の相違する各集団と結びついて監事会制度を構築しなければならないというわけではない。実際に、国有株主が存在しない（ないし国有株の割合が低い）株式会社において、どの程度監事会を強化すべきかという議論は、分けて考える必要があると思われる。

いずれにせよ、株式会社の監事会の構成及び地位の向上をめぐる議論に際しては、監事会の権限のあり方についての議論（監事会の法的性質の解明）が必要となるが、中国の株式会社の特殊性にかんがみれば、現行会社法が対象としている株式会社の形態や性質を十分に考慮した上での議論が重要である。

(1) 本稿では理解の便宜を図り、中国会社法上の用語を日本語に訳して使うことにする。会社法は中国の「公司法」を指し、条文の引用においては「会」に略する。株主は中国会社法上の「股東」に当たり、株主総会は「股東大会」を指す。取締役は中国会社法上の「董事」に当たり、取締役会は「董事会」を指す。執行役は中国会社法上の「經理」を指すが、支配人と翻訳されることも多い。なお、本稿のキーワードである「監事」は日本の監査役に類似し、「監事会」は監査役会に当たるが、意味合いの正確さを伝えるために原語を使うことにする。

(2) 甘培忠「論完善我国上市公司治理結構中的監事制度」中国法学二〇〇一年第五期七九頁、胡汝銀「中国上市公司経営机制与獨立董事制度建設」金融市場二〇〇〇年第九期四五頁、杜金卿「国有企業經營者的選任、激勵和監督制度」河北經濟大學學報二〇〇〇年第一期七〇頁

(3) 王文傑「国有企業公司化改制之法律分析」(中国政法大學出版社、一九九九年) 一二頁。

(4) 企業における経営決定権は中央から地方にいたる各官庁に与えられ、国有企業は各官庁の付属物に過ぎなかった。したがって従業員のインセンティブ、創造性を取り戻し、企業の活力、生産力を高めることは、当時の企業改革の重要な課題であった。吳天寶ほか「国有企業改革比較法律研究」(人民法院出版社、二〇〇二年) 八五頁。

(5) 企業には営利と競争の意識が吹き込まれ、生産効率が上昇し、企業社会はかつてない刺激をうけて好況となったが、

一方伝統的な計画経済体制は衝撃をうけ、動揺し始めたという。江瑞平『国有企業的改革と中国的選択』（広東人民出版社、一九九六年）四三一頁。

(6) 任文俠『中国の経済改革と企業管理』（名古屋大学出版会、一九九〇年）一一〇頁。

(7) 吳天宝ほか・前掲注(4)九一頁では、一九八七年末の段階で、全国の予算内国有企業のうち、経営請負責任制度を導入した企業が七八%を上回ったという。

(8) 吳天宝ほか・前掲注(4)九四頁。

(9) 株式制を導入した企業には、有限会社を想定したものもあるし、株式会社を想定したものもある。

(10) 一九八四年、北京天橋百貨股份有限公司が誕生したが、その株式は三年を償還期限とするものであった。それゆえ、より規範化された株式制企業の第一号は、同年一月に設立された上海飛樂音響公司であるとされる。劉鴻儒「関于我国試行股份制的几个問題」董冬主編『公司法全書』（中国工人出版社、一九九三年）一一八一頁、王美娟「試点推行股份有限公司的若干問題」法学評論總五九期（一九九三年）三六頁。

(11) 吳天宝ほか・前掲注(4)九三頁。

(12) 王作全「中国における株式制による企業改革と会社立法の展開」中京大学大学院生法学研究論集一七号（一九九七年）五頁。

(13) 吳天宝ほか・前掲注(4)九五頁。しかし、株式会社の組織形態となるモデルが不明確であったため、一九八八年末にすでに六〇〇〇社に達したともいわれている。鐘朋榮『二〇年経済改革——歷程・現状・問題・出路』（河南人民出版社、一九九〇年）一〇五頁参照。

(14) 株式制導入の実態を把握するために、國務院（中央政府）法制局は一九八九年上半期に瀋陽、大連、成都、武漢、南京、上海、北京、深圳等一四都市の代表的な株式制試行企業九七社に対しアンケート調査を行った。

(15) 以上、株式制企業九七社の項目別の具体的なデータは、王作全・前掲注(12)二九頁以下参照。

(16) いわゆる「老三会」である。

(17) 吳天宝ほか・前掲注(4)九七頁以下。

(18) 劉鴻儒・前掲注(10)一一八一頁以下。

- (19) アンケート調査を受けた株式制試行企業九七社のうち、監査機関未設置の企業が六四社にも昇っている。前掲注(14)参照。
- (20) 酒巻俊雄「中国会社法の基本的構造とその検討」判例タイムズ八五七号（一九九四年）四六頁以下参照。
- (21) 白国棟「中国会社法上の監査制度」判例タイムズ八五七号（一九九四年）五五頁。
- (22) 王作全「中国会社立法の展開と機関に関する日本法からの示唆（3）」中京法学三三卷一号（一九九八年）二六八頁、二七〇頁。
- (23) 白国棟・前掲注（21）五五頁以下、王作全・前掲注（22）二七四頁。
- (24) 「企業国有資産監督管理暫行条例」起草小組編『企業国有資産監督管理暫行条例釈義』（中国法制出版社、二〇〇三年）九頁。
- (25) 国家または国有法人が筆頭株主である場合、その持株比率が二五%以上であるときは勿論、その持株比率が一〇%以上でかつその他の株主が相当分散し持株比率が五%未満のときにも国有の性格を有すると解する見解もある。史際春『国有企業法論』（中国法制出版社、一九九七年）一三頁。
- (26) 法律出版社法規研究中心編『企業国有資産監督管理暫定条例釈義』（法律出版社、二〇〇三年）五〇頁。
- (27) 「企業国有資産監督管理暫行条例」起草小組編・前掲注（24）三九頁では、各地の国有資産監督管理機構は中央政府及び地方官庁の委託を受けて権限を行使するというにとどまっている。しかし、以前の多くの論文は、国有株主権を行使する者は委託を受けた代理人であると解するものが多い。余智「股份公司内部監督机制研究」中国人民大学学报一九九六年第一期二四頁、趙麗芳「試論企業内部監督系統設計」内蒙古財經學院学报二〇〇〇年第三期八六頁。
- (28) 「企業国有資産監督管理暫行条例」起草小組編・前掲注（24）一一五頁。
- (29) 公有制企業には、全民所有制企業（「全民所有制工業企業法」が適用される）と集団所有制企業（「集体所有制工業企業法」が適用される）の二種類がある。
- (30) 陳岷「試論我国股份公司監事會制度的完善」技術經濟綜第一六〇期（二〇〇一年）一九頁、遲桂敏「萊鋼推進職工董事職工監事制度建設的調查」調查与思考二〇〇〇年第五期三六頁。
- (31) 王亦平「国有企業改制与企業法律形態的選択」徐学鹿主編『企業改制及運行的法律控制』（人民法院出版社、二〇〇〇

- (二) 一年) 一四頁、史際春(徐治文訳)「中国におけるコーポレート・ガバナンス——企業における中国従業員の地位——」法律時報七三卷八号(二〇〇一年) 七八頁。
- (32) 陳 岷・前掲注(30) 一九頁、徐鉄岩∥孫 晴「淺議股份有限公司監事会及其價值功效」商業研究総第二一六期(二〇〇〇年) 八二頁。
- (33) 以上、李福安「对完善国有企业監督机制的思考」湖北師範学院学报(哲学社会科学版) 第二二卷(二〇〇一年) 二九頁。
- (34) 崔生祥「産権制度改革与職工董事、監事制度」工会理論与实践第一四卷第五期(二〇〇〇年) 二〇頁。
- (35) 吳 明「従国有大衆汽車厂改制為股份公司看德国現行企業制度及其監事会的作用」石油化工動態一九九四年第七期一三頁。
- (36) 王作全・前掲注(22) 二七六頁。白国棟・前掲注(21) 五五頁以下でも、同旨の解釈がなされている。
- (37) 常 健∥饶常林「完善我国公司監事会制度的法律思考」上海社会科学学院学报季刊二〇〇一年第三期一四二頁。
- (38) 中国の有名な経済学者である吳敬璉教授は、著書『現代公司与企業改革』で、コーポレート・ガバナンスにおいて会社は株主総会、取締役会及び高級管理層の三つの機関により構成されると解した。
- (39) 司 偉「公司監督机制的制度契合——我国上市公司監事会制度完善刍議——」財貿研究二〇〇二年第四期四九頁。
- (40) 馮同慶「試論職工董事、監事制度与職工代表大会制度的關係」工会理論与实践第一四卷第四期(二〇〇〇年) 八頁、九頁。
- (41) 吳 明・前掲注(35) 一三頁、李維安∥張亜双「如何構造適合国情的公司治理監督机制——論我国監事会的效能定位——」当代経済科学第二二卷(二〇〇二年) 四六頁では、監事会は銀行の利益をも代表すべきだという。
- (42) 侯向磊「我国公司法人治理結構中權力制衡机制的缺陷及其立法完善」徐学鹿編『商法研究』(人民法院出版社、二〇〇〇年) 二二一頁、胡新華「国有企業監督机制的法律控制」徐学鹿編『企業改制及運行的法律控制』(人民法院出版社、第一版、二〇〇二年) 一九九頁、吳天宝ほか・前掲注(4) 五六九頁。
- (43) 張亜双「監事会監督職能的有效發揮」南開管理評論二〇〇一年第一期二六頁。
- (44) 王作全・前掲注(22) 一六八頁、白国棟・前掲注(21) 五九頁。

- (45) 志村治美・奥島孝康『中国会社法入門』（日本経済新聞社、一九九八年）一六八頁（奥島孝康）。
- (46) 王作全・前掲注（22）二七六頁。
- (47) 企業内に設けられている中国共産党委員会のことを指す。
- (48) 白国棟・前掲注（21）五五頁、五九頁。従来の国有企業では、共産党委員会、従業員代表大会及び労働組合が企業の機関と位置づけられていた。
- (49) 侯向磊・前掲注（42）二二二頁、胡新華・前掲注（42）一九九頁、吳天宝ほか・前掲注（4）五六九頁。
- (50) 朱慈蘊「職工持股立法應該注重人力資本理念的導入」法学評論（双月刊）第一九卷第五期（二〇〇一年）一二八頁。
- (51) 吳天宝ほか・前掲注（4）九五頁。
- (52) 朱慈蘊・前掲注（50）一二八頁。
- (53) 財産権、国有株、全部または重要な資産及び中国国内債権人の債権の譲受ならびに新株の引受により、国有企業に對し出ることができるとする。
- (54) 王保樹（徐治文訳）「中国におけるコーポレート・ガバナンス——経営集中の理念か制衡の理念か——」法律時報七三卷八号（二〇〇一年）八七頁、吳天宝ほか・前掲注（4）五二九頁。
- (55) 王作全・前掲注（22）二八六頁。
- (56) 吳天宝ほか・前掲注（4）五二七頁。
- (57) 白国棟・前掲注（21）六一頁、王作全・前掲注（22）二八六頁。
- (58) 白国棟・前掲注（21）六五頁。志村・奥島・前掲注（45）一七三頁でも、同様の解釈がなされている。このような解釈は統一「契約法」（中国語では「合同法」、一九九九年制定されたものであり、信義誠実義務が導入されている）が成立する前に登場したものである。
- (59) 徐燕「公司法原理」（法律出版社、一九九七年）二九九頁、胡新華・前掲注（42）二二五頁、李福安・前掲注（33）二八頁、李培志・楊貴海「完善監事会的架構設計發揮監事会的價值功能」河北法學總第一一〇期（二〇〇一年）三八頁、陳淡卿「淺論完善我國公司内部監事會監督制衡機制」南方經濟二〇〇〇年第六号四二頁。
- (60) 甘培中・前掲注（2）八〇頁。

- (61) 延伊倫「関于建立職工董事、監事制度的法律思考」《工会理論与实践》第一四卷第五期（二〇〇〇年）二七頁。
- (62) 何天貴『詳解中華人民共和國契約法』（ぎょうせい、二〇〇〇年）三九頁。
- (63) 甘培中・前掲注（2）八〇頁。その法的根拠として、二〇〇一年四月に制定された「信託法」を挙げている。
- (64) 一九九三年八月に制定され、同年一〇月から施行された。
- (65) 二〇〇六年一月一日から施行される。
- (66) 胡文濤「強化我国股份有限公司監事會監督職能的法律思考」《經濟師》一九九九年第六期三〇頁参照。
- (67) 共産党委員会委員には、共産党紀律検査委員会の書記、労働組合の主席等が含まれる。
- (68) 田中信行「中国会社法の隠れた問題点」《ジュリスト》一七四号（二〇〇〇年）六五頁。
- (69) 南開大学課題研究チームと国家經濟貿易委員會綜合合同が共同で行った調査であり、一九九七年から一九九九年までの全国の上場会社のデータを収集したものである。李維安、張亜双・前掲注（41）四三頁参照。
- (70) 殷少平「関于独立董事制度的思考」《中国証券報》二〇〇一年四月二五日报。
- (71) 吳天宝ほか・前掲注（4）五二五頁、呂心為「試論我国上市公司内部監督制度的立法完善」<http://www.law-lib.com/lw/>、胡新華・前掲注（42）一九九頁。
- (72) 万利民「我国公司法人治理結構中監察權有效行使的法律思考」《工業技術經濟》第二二卷第二期（一九九九年）三〇頁、常健、饶常林・前掲注（37）一四三頁。
- (73) 侯向磊・前掲注（42）二二二頁、呂心為・前掲注（71）。
- (74) 陳淡卿・前掲注（59）四〇頁。
- (75) 魏萍、徐何生「完善我国股份有限公司監事會制度之研究」《律師世界》二〇〇三年第四期二〇頁、万利民・前掲注（72）三〇頁、胡茂剛「論我国股份有限公司監事机制之完善」《天津市政法管理幹部學院學報》二〇〇〇年第一期二四頁、常健、饶常林・前掲注（37）一四三頁。
- (76) 陳淡卿・前掲注（59）四〇頁、馬榮偉「上市公司内部監督制度重構」《証券市場導報》二〇〇一年四月号、吳天宝ほか・前掲注（4）五二五頁、胡新華・前掲注（42）一九九頁、呂心為・前掲注（71）参照。
- (77) 二〇〇一年国泰君安証券公司在全国の上場会社三四社に対し行った調査である。張旭「对我国上市公司監事審計

- 監督的思考」生産力研究二〇〇三年第五期二九二頁参照。
- (78) 侯向磊・前掲注(42)二二二頁、胡新華・前掲注(42)一九九頁、吳天宝ほか・前掲注(4)五六九頁。
- (79) 陳岷・前掲注(32)一九頁。
- (80) 以上、李福安・前掲注(33)二九頁。
- (81) 胡文濤・前掲注(66)三〇頁、胡茂剛・前掲注(75)二四頁、陳淡卿・前掲注(59)四二頁、常健∥饶常林・前掲注(37)一四六頁。
- (82) 張亞双・前掲注(43)二六頁、石少俠∥王福友「会社における従業員の経営参加権」<http://www.civillaw.com.cn/janrong> 原載誌「法制と社会発展」一九九九年第三期。
- (83) 李宏勛ほか「美日徳公司内部監控制模式的特点及其借鉴」理論探討總第九九期(二〇〇一年)三八頁。
- (84) 張亞双・前掲注(43)二七頁。
- (85) 王宗正「我国股份有限公司内部監控制約机制及其完善」浙江學刊二〇〇一年第一期一八八頁。
- (86) 甘培中・前掲注(2)八三頁。
- (87) 劉長翠「西方公司監事審計制度及其借鉴」審計与經濟研究一九九八年第四期一〇頁。
- (88) 司偉・前掲注(39)五二頁、趙健「完善我国上市公司監事會制度的思考」焦作大學學報二〇〇三年第三期三七頁。
- (89) 李曜「我国上市公司監事會制度研究」財經研究第二八卷(二〇〇二年)三一頁。
- (90) 史際春・前掲注(31)八四頁。
- (91) 胡茂剛・前掲注(75)二四頁、吳天宝ほか・前掲注(4)五二四頁。
- (92) 雷涵「我国公司法人機關權力制衡机制的公司法完善」西北政法學院學報一九九七年第六期、吳天宝ほか・前掲注(4)五二六頁。
- (93) 王宗正「股份有限公司獨立監事制度之探討」温州師範學院學報(哲學社会科学版)第二四期(二〇〇三年)七三頁、趙健・前掲注(88)三七頁。
- (94) 王宗正・前掲注(85)一八八頁、侯向磊・前掲注(42)二二五頁。

- (95) 徐 潔「健全和完善股份公司機関的策略」<http://chnalaw.com.cn> 原載誌「民商法学」二〇〇〇年第一期、吳天宝ほか・前掲注(4)五二四頁、胡茂剛・前掲注(75)二四頁。王保樹・前掲注(54)八九頁も、社外監査役という言葉を使っている。
- (96) 李培志∥楊貴海・前掲注(59)三八頁。
- (97) 司 偉・前掲注(39)五二頁、趙 健・前掲注(88)三七頁。
- (98) 侯向磊・前掲注(42)二二五頁。
- (99) 甘培中・前掲註(2)八四頁。
- (100) 袁慶宏「公司治理評値中的監事会指標体系設置研究」南開管理評論二〇〇三年第三期二〇頁。
- (101) 王宗正・前掲注(85)七四頁。上場会社においては、社外監事が監事会構成員の半数以上を占めるべきとする説もある。司 偉・前掲注(39)五二頁、趙 健・前掲注(88)三七頁。
- (102) 王保樹・前掲注(54)八七頁、吳天宝ほか・前掲注(4)五二九頁、徐鉄岩∥孫 晴「淺議股份有限公司監事会及其價值功効」商業研究総第二二六期(二〇〇〇年)八三頁。
- (103) 李 曜・前掲注(89)三一頁。その一部の監事候補者についての説明はなされていない。
- (104) 施余兵「試論獨立董事与監事会的關係架構」北京工商大学学报(社会科学版)第一七卷(二〇〇二年)七一頁。
- (105) 王保樹・前掲注(54)八九頁。
- (106) 胡文濤・前掲注(66)三〇頁、吳天宝ほか・前掲注(4)五二八頁、陳淡卿・前掲注(59)四一頁、張亜双・前掲注(43)二六頁、魏 萍∥徐何生・前掲注(75)二〇頁。